

エコテックス規格100の2012年規制値をご紹介します。

(前号に引き続き、今回は変更項目と規制値表の2頁目)

\*規制値表の全体は下記のHPをご覧ください。

・変更点

①フタレート-4種 追加

ジ-ヘプチルフタレート[D I H P]、ヘプチル-ノニルウンデシルフタレート[D H N U P]

ジ-n-ヘキシルフタレート[D H P]、ジ-(2-メトキシエチル)-フタレート[D M E P]

②残留溶剤-2種 新規

1-メチル-2-ピロリドン[N M P]、N,N-ジメチルアセトアミド[D M A C]

③残留界面活性剤/湿潤剤-4種 新規

オクチルフェノール[O P]、ノニルフェノール[N P]

オクチルフェノールエトキシレート[O P (E O) 1-2]、ノニルフェノールエトキシレート[N P (E O) 1-9]

## エコテックス規格100-2012規制値表 (概要)

\*素材等により規制内容/分析項目は異なります。

2/2

規制項目 (規制物質)	製品分類Ⅰ 乳幼児用 (36ヶ月未満)	製品分類Ⅱ 肌接触大 (肌着等)	製品分類Ⅲ 肌接触小 (外衣等)	製品分類Ⅳ 装飾用 (インテリア)
<b>着色剤 (染料/顔料)</b>				
発ガン性芳香族アミン (24種)	20 mg/kg 以下 (ポリウレタン製品も対象)			
発ガン性染料	使用禁止 (その他の使用禁止染料を含む)			
アレルギー誘発性染料	使用禁止			
<b>フッ素系 撥水/撥油剤</b>				
PFOS/ PFOA は原則使用禁止				
<b>塩素化ベンゼン・トルエン</b> (mg/kg 合計)	1.0	1.0	1.0	1.0
<b>多環芳香族炭化水素 PAH (mg/kg)</b> 対象: 合成繊維、プラスチック素材				
ベンゾ[a]ピレン	1.0	1.0	1.0	1.0
16物質 合計	10.0	10.0	10.0	10.0
<b>抗菌剤 (原則禁止)</b>	(エコテックス認可抗菌剤以外、使用禁止)			
<b>難燃剤 (インテリア以外、原則禁止)</b>	(エコテックス認可難燃剤以外、使用禁止)			(禁止9物質は不可)
<b>残留溶剤 (重量%)</b> 対象: 湿式紡績糸、コーティング製品				
NMP, DMAC	0.1	0.1	0.1	0.1
<b>残留界面活性剤/湿潤剤 (重量%)</b> *2013年4月より認証に考慮				
ノニル/オクチルフェノール	0.01	0.01	0.01	0.01
上記エトキシレート	0.1	0.1	0.1	0.1
<b>染色堅牢度 (汚染)</b>				
水	3	3	3	3
汗 (酸性/アルカリ性)	3-4	3-4	3-4	3-4
乾摩擦 (顔料は3級可)	4	4	4	4
乳幼児 唾液/汗-堅牢 (fast)	5	-	-	-
<b>揮発性有機化合物 VOC (mg/m<sup>3</sup>)</b> 対象: マットレス/カーペット等、衣料品以外の発泡材				
ホルムアルデヒド	0.1	0.1	0.1	0.1
トルエン (メチルベンゼン)	0.1	0.1	0.1	0.1
スチレン (ビニルベンゼン)	0.005	0.005	0.005	0.005
ビニルシクロヘキセン	0.002	0.002	0.002	0.002
4-フェニルシクロヘキセン	0.03	0.03	0.03	0.03
ブタジエン	0.002	0.002	0.002	0.002
塩化ビニル (モノマー)	0.002	0.002	0.002	0.002
芳香族炭化水素 (小計)	0.3	0.3	0.3	0.3
揮発性有機化合物 (合計)	0.5	0.5	0.5	0.5
<b>臭気</b>				
全般	異常な臭気のない事			
臭気検査法 (SNV 195 651 準拠)	3	3	3	3
<b>禁止繊維</b>				
アスベスト	使用禁止			

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター (企画広報課)

〒111-0051 東京都台東区蔵前2-16-11 TEL:03-3861-2341 FAX:03-3861-4280

E-mail:j-takiguchi@nissenken.or.jp

<http://nissenken.or.jp/>